

「台湾への日本食品輸出よもやま話」

人事コンサルティング、日本企業の台湾進出事前調査、台湾現地法人の設立、運営サポート業務等を中心としたサービスを提供。日本の良き隣人「台湾」に関することなら、築いてきた人脈と自身の経験値を基に懇切丁寧にサポート。



台北市のSOGO百貨店では、今年も、3月末から春の日本商品物産展が開催され、広島県からは、株式会社にしき堂と株式会社櫟の二社が出展されました。こうした日本商品物産展をはじめ、スーパーマーケット、コンビニ、ディスカウントストアや日系ドラッグストア等では、多数の日本食品が販売されています。

昨年末、世界的トップブランドとして知られる日本の調味料が、台湾への輸入禁止となり、話題になりました。この調味料は、日本の食品安全基準では問題なく販売されていますが、台湾の食品安全に関するリスク管理機関「衛生福利部食品藥物管理署(台湾FDA)」が実施した検査により、防腐剤の一種として使われる食品添加物内に規定量を上回る栄養強化剤が検出され、輸入禁止となったものです。

こうした問題は、頻繁に発生するわけではありませんが、日本政府も、海外への食品輸出を考える業者に対して、常に注意を促しています。

＜日本と台湾における食品栄養素表示項目＞

台湾へ日本の加工食品を輸出・販売するには、中国語により原材料及び栄養素含有量を表示するラベルの作成が必要となります。原料についても、そのもととなる材料を開示する場合があります。台湾ではこうした作業を展開と称し、二次展開、三次展開まで求められるケースもあります。また、食品添加物は、物質名を明らかにする必要があります。食品栄養表示の必須項目は、日本は5項目ですが、台湾は8項目と決められています(※下記図表参考)。

No.	栄養素	日本	台湾	表示義務
1	熱量	◎	◎	日本/台湾
2	タンパク質	◎	◎	日本/台湾
3	ナトリウム	◎	◎	日本/台湾
4	炭水化物	◎	◎	日本/台湾
5	脂肪	◎	◎	日本/台湾
6	飽和脂肪	×	○	台湾のみ
7	トランス脂肪	×	○	台湾のみ
8	糖類	×	○	台湾のみ

＜益々重要視、事前のサンプル食品検査＞

日本から台湾に輸出される食料品類の中で、今年注目された事例は、苺や柑橘類等における残留農薬の規定量超過、海鮮類の重金属カドミウム規定量超過、調味料類では、ビタミンB1誘導体「チアミンラウリル硫酸塩」の規定量超過等です。こうした事例は、台湾FDAから公表され、マスコミもニュース等で取り上げました。

日本企業の方々の中には、栄養素の含有量は、計算値や参照値でも構わないと誤解されている方がいらっしゃるようですが、台湾では検査実施後の分析値が必要となります。また、日本の検査方法が台湾側に認められない可能性もあるため、8項目の栄養素検査を台湾の検査機関で実施するなど、輸入手続きに備えることが重要です。

＜生鮮食品の台湾向け輸出関連施設登録制度＞

生鮮食品の分野では、台湾向け輸出関連施設の登録制度が実施され、台湾への輸出に貢献しています。

苺や柑橘類等の青果物については、残留農薬が引き続き問題となっていますが、台湾政府も、「りんご、なし、もも、すもも」は、害虫問題に関連して、特に慎重を期しており、台湾へ輸出するためには、「台湾向け生果実登録選果こん包施設」として登録された施設を経由する必要があります。2025年には、広島県のJA尾道市中部梨選果場及び尾道市中央梨選果場が、「なし」の選果こん包施設として登録されました。

水産品については、広島県産牡蠣が台湾でブランド品として認知されていることもあり、台湾向け輸出水産食品登録施設に、広島県の水産関連企業が多数登録されています。

食肉類についても、台湾輸出向けの牛肉や豚肉等の畜場施設を認定登録制度にすることで、台湾への輸出がスムーズかつ安全に実施されています。

こうした登録制度活用の動きは、輸入生鮮食品の安全性を保つうえで、より重要視されることと思われます。